

奨学生募集要項（2025年度）

No. 744

直接応募（C区分）

奨学団体名 （奨学金名称）	上越市若者奨学金返還支援助成金		
2025 募集人数	—		
募集学年	大学、大学院在学中に奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している者		
募集学部・研究科 研究分野等			
財団締切時期	2025年9月30日（火）		
給付	交付申請年度の前年度における奨学金返還額の3分の2 （上限額 20 万円／年、累計100万円まで）	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	募集要項参照
就労制限	無	出身地制限	上越市に通算3年以上居住している、または居住していたことがある者
その他応募条件	・ 交付対象者の詳細は、募集要項参照 ・ 対象となる奨学金 地方公共団体、大学等、独立行政法人日本学生支援機構 が貸与する奨学金 その他これらに類する団体（有利子・無利子は問わない） ・ 申請方法は、上越市HPより確認してください		

上越市若者奨学金返還支援助成金

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2025年7月23日更新

市では、若者の大学等への進学の後押しと卒業後の市内定住を促進するため、市内に3年以上居住したことがあり、現在、住所を有する若者を対象に、奨学金の返還額の一部を支援します。

- ・助成金を受け取るためには、事前の登録が必要です。
- ・令和7年度の登録申請の受付は7月1日（火曜日）から開始します。

（注）令和6年度以前に交付対象者として登録決定されている方は、登録申請は不要です。

（注）交付対象者の登録と助成金の交付は、先着順や抽選制ではありませんので、慌てずに受付期間内に申請してください。

（注）本助成金については、毎年度の予算成立をもって交付することになります。

[若者奨学金返還支援助成金チラシ \[PDFファイル／746KB\]](#)

交付対象者

次のいずれにも該当する人

1. 上越市に通算3年以上居住している、または居住していたことがある
2. 大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年または第5学年に限る）、専修学校（専門課程に限る）の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している
（注）専修学校（専門課程に限る）は専門学校のことを指しています。
（注）必ず交付対象者本人が返還している必要があります。（保護者の方が返還されている場合は対象外）
3. 上越市に住民登録（住所）があり、実際に居住していて、定住する意思がある
（注）2か所に住居があり、普段寝泊まりする日数が多い住居が上越市以外にある場合、対象外となります。
（例：月曜日から金曜日は上越市以外の住居で生活し、土休日は上越市の住居で生活している場合）
4. 奨学金の返還を開始した年度の末日時点の年齢が満29歳以下で、かつ次の表に掲げる「卒業年齢」に応じた「交付年度の年齢」である
（注）「卒業年齢」は、奨学金の貸与を受けていた期間に在学していた大学等を卒業した年度の末日時点の年齢
（注）「交付年度の年齢」は、交付申請をしようとする年度の末日時点の年齢
（注）卒業年齢に関わらず登録申請は、満30歳までに行う必要があります。

卒業年齢	満23歳以下	満24歳	満25歳	満26歳	満27歳	満28歳
交付年度の年齢	満30歳以下	満31歳以下	満32歳以下	満33歳以下	満34歳以下	満35歳以下

5. 市税の滞納がない
6. 公務員（会計年度任用職員を含む）として就職していない
（注）職種問わず、公務員の方は対象外となります。
7. 上越市が貸与する奨学金の返還の全部または一部を免除されていない
（注）上越市定住促進奨学金の返還が免除されている方は対象外となります。
8. 暴力団、暴力団員でない（社会的に非難される関係も含む）

対象となる奨学金

次のいずれかの団体が貸与する奨学金

- ・地方公共団体、大学等
- ・独立行政法人日本学生支援機構
- ・その他これに類する団体

（注）有利子、無利子は問いません。

（注）教育ローンは対象外です。

助成金額

交付申請年度の前年度における奨学金返還額の**3分の2**（千円未満切捨て）

上限20万円（年間）、累計100万円まで

（例：令和6年度に15万円を返還した場合、令和7年度に10万円を助成）

（注）有利子の奨学金の場合は、利子分も助成対象となります。

（注）繰上返還分、滞納繰越分も助成対象となります。

（注）複数の奨学金を返還している場合は、合算額に対して上限20万円となります。

助成対象期間

上越市に住民登録がある期間で、かつ、居住しながら奨学金を返還した月から**60か月**（5年間分）

（注）令和6年度以降に返還した分が助成対象となります。ただし、**上越市以外で住民登録・居住し、返還していた分は助成対象外**です。

登録申請

助成金の交付を希望する場合は、交付対象者として登録するための申請が必要です。

登録申請を行う際は、事前に必ず手引きをご確認いただき、受付期間内に必要な書類をご提出ください。

[登録申請の手引き \[PDFファイル／825KB\]](#)

（注）交付対象者として登録された場合でも、**助成金の交付申請時点で交付対象者要件をいずれも満たさなければ助成金を交付することができません**ので、ご注意ください。

登録申請に必要な書類

・上越市若者奨学金返還支援助成金登録申請書

◦ [上越市若者奨学金返還支援助成金登録申請書 \[PDFファイル／112KB\]](#)

◦ [上越市若者奨学金返還支援助成金登録申請書 \[Wordファイル／22KB\]](#)

（注）登録申請書の記載例等は登録申請の手引きに記載がありますので、必ずご確認の上、書類のご提出をお願いします。

・大学等の卒業を証明する書類の写し

◦ 大学等が発行する卒業（修了）証明書または卒業証書の写し

・奨学金の借入額が確認できる書類の写し

◦ 日本学生支援機構の奨学金の場合：「貸与証明書及び返還証明書」、「貸与奨学金返還確認票」、「口座振替（リレー口座）加入通知」のいずれか一つ

（注）奨学生証は貸与証明書ではありませんので、ご注意ください。

◦ 日本学生支援機構以外の奨学金の場合：「奨学金名」、「貸与機関名」、「氏名」、「貸与（借用）総額・返還額」、「貸与（借用）期間・返還期間」が確認できる書類

（注）有利子の奨学金を借りていた場合は利子を含めた返還額が記載されているかを必ずご確認ください。

・戸籍の附票の写し（原本）

◦ 戸籍の附票の写しは、住所の履歴を記録したもので、上越市に3年以上居住していることの証明になります。

（注）取得方法は手引きの3ページをご覧ください。

◦ 戸籍の附票の写しで上越市に3年以上居住していることを証明できない方は、事前にご相談ください。

（例：外国籍の方や市外出身の方で上越市に住民登録をしていなかったが3年以上居住したことがある方など）

◦ 上越市ではコンビニ交付サービスを実施していませんので、戸籍証明書とお間違えのないようご注意ください。

（注）提出書類の内容を確認させていただく場合がありますので、提出書類の写しを必ず保管してください。

登録申請受付期間

令和7年7月1日（火曜日）から9月30日（火曜日）まで

（注）郵送の場合は9月30日到着をお願いします。

交付申請

助成金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。

（注）登録申請されていない方は交付申請できません。始めに登録申請の手続きが必要です。

交付申請に必要な書類

- ・ [上越市若者奨学金返還支援助成金交付申請書 \[PDFファイル／112KB\]](#)、[上越市若者奨学金返還支援助成金交付申請書 \[Wordファイル／21KB\]](#)
- ・ **前年度の奨学金返還額がわかる書類の写し**
(例：通帳の写し（交付申請者本人口座に限る）、奨学金貸与機関が発行する返還額証明書や領収証の写し)

(注) 交付申請書の記載例等は交付申請の手引きに記載がありますので、必ずご確認の上、書類のご提出をお願いします。

交付申請受付期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月16日（月曜日）まで

(注) 郵送の場合は3月16日到着をお願いします。

注意事項

- ・ 交付申請の受理日から概ね2か月程度で助成金を交付する予定です。
(注) 助成金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。市の振込日は原則毎週金曜日です。
- ・ 助成金の交付終了年度まで**毎年度交付申請の手続きが必要です。毎年3月15日（土曜日、日曜日、休日の場合は翌営業日）までに必ず書類を提出**してください。
(注) 受付期間を過ぎた場合は、助成金を交付することができませんので、ご注意ください。
- ・ 交付申請に関し、偽りや不正の手段により、助成金の交付を受けたことが判明した場合は返還を求めることがあります。

住所や氏名の変更があった場合

登録申請いただいた内容から住所や氏名の変更があった場合は内容変更申請の手続きが必要です。**内容変更申請が無い場合、交付申請時の作業に時間がかかる場合がございます。**

内容変更申請に必要な書類

- ・ [上越市若者奨学金返還支援助成金内容変更申請書 \[PDFファイル／56KB\]](#)
- ・ [上越市若者奨学金返還支援助成金内容変更申請書 \[Wordファイル／21KB\]](#)

書類提出場所

上記の申請書はいずれも次の場所へ持ち込みまたは郵送によりご提出ください。

総合政策課 企画調整係

(住所：943-8601 上越市木田1丁目1番3号)

(注) 持ち込みによる提出の場合は、以下の窓口への提出も可能です。

- ・ 各総合事務所 総務・地域振興グループ
- ・ 南出張所、北出張所

助成金に関するQ&A

助成金に関して不明な点がある場合は、こちらをご覧ください。

[助成金に関するQ&A \[PDFファイル／186KB\]](#)

このページに関するお問い合わせ先

総合政策課 企画調整係

〒943-8601

上越市木田一丁目1番3号

木田庁舎3階（企画政策係・企画調整係）

sou-seisaku@city.joetsu.lg.jp

（迷惑メール防止のため、@を全角にしています。メール送信時は@を半角にしてください）

Tel : [025-520-5626](tel:025-520-5626) Fax : 025-526-8363